

不良行為少年の補導状況

		飲酒	喫煙	深夜はいかい	粗暴行為	暴走行為	家出	その他	合計
学 職 別	未就学				1				1
	小学生		3	3	37		12	27	82
	中学生	11	118	66	34	4	55	145	433
	高校生	15	70	134	18	4	37	55	333
	その他学生	8	23	3	1	3	1	12	51
	有職少年	10	284	79	7	6	2	20	408
年 齢 別	無職少年	3	84	51	8	1	4	10	161
	10歳以下		2	1	18		7	11	39
	11歳			1	19		3	6	29
	12歳	1	7	4	8		11	27	58
	13歳	1	12	7	8		17	32	77
	14歳	6	65	33	13	4	20	72	213
	15歳	9	54	61	19		17	46	206
	16歳	4	127	122	7	3	14	34	311
	17歳	11	105	101	2	3	15	19	256
	18歳	11	114	6	9	7	5	8	160
19歳	4	96		3	1	2	14	120	
合計		47	582	336	106	18	111	269	1,469

※ その他は、「薬物乱用」、「金品持ち出し」、「性的いたづら」、「無断外泊」、「怠学」、「不健全性の行為」、「不良交友」、「不健全娯楽」、「火遊び」、「迷惑行為」、「有害図書類等携帯行為」。

非行少年を生まない愛媛づくり

少年非行の背景として、

- 少年自身の規範意識の低下とコミュニケーション能力の不足
- 家庭、地域社会の教育機能の低下
- 少年が居場所を見い出せずに孤立し、疎外感を抱いている現状等があげられます。

このような情勢から、愛媛県警察では、

★ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援 ★ 少年を見守る社会機運の醸成

を重点に、関係機関・団体や地域ボランティアの方々の協力を得ながら「非行少年を生まない愛媛づくり」に取り組んでいます。

少年サポートセンター分室「ひめさぼ」では、

- 友達や親子関係等で悩んでいる
- 犯罪の被害に遭った
- いじめを受けている
- 子供の非行で困っている

など、少年に関する相談を受け付けています。

場所 松山市築山町12-33 松山市青少年センター2階

電話 089-934-0110(警察本部代表電話番号)

受付時間 月～金(祝日を除く) 午前9時～午後5時

※来所の方は事前に連絡をお願いします。



子どもたちをインターネット被害から守ろう！！

スマートフォンデビューの前に考えよう！ポイントは2つ！！



青少年健全育成推進ヒーロー
フィルタリングマン



①フィルタリングの設定



②家庭でのルール作り

保護者の方がお子さんの発達段階に応じて、インターネット利用を適切に管理することが大切です！



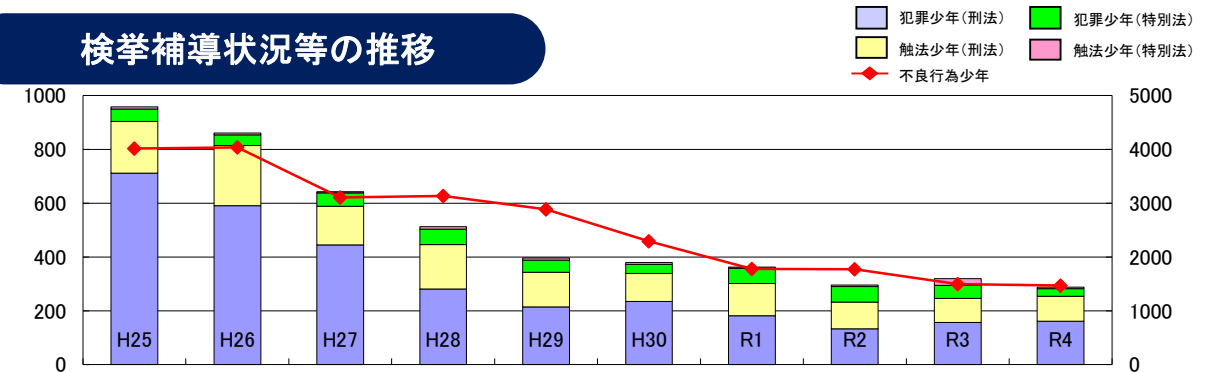
愛媛県警察

少年非行の概況(R4年)

少年非行の特徴

- 少年の検挙補導人員(刑法)は254人で前年より増加(前年比+3.3%)。学職別では中学生が75人で最も多く、全体の29.5%。初発型非行(万引き・オートバイ盗・自転車盗・占有離脱物横領)は116人で全体の45.7%。
- 少年の検挙補導人員(特別法)は34人で前年より大幅に減少(前年比-53.4%)。児童買春・児童ポルノ法違反が7人(前年比-12人)で最も多い。

検挙補導状況等の推移



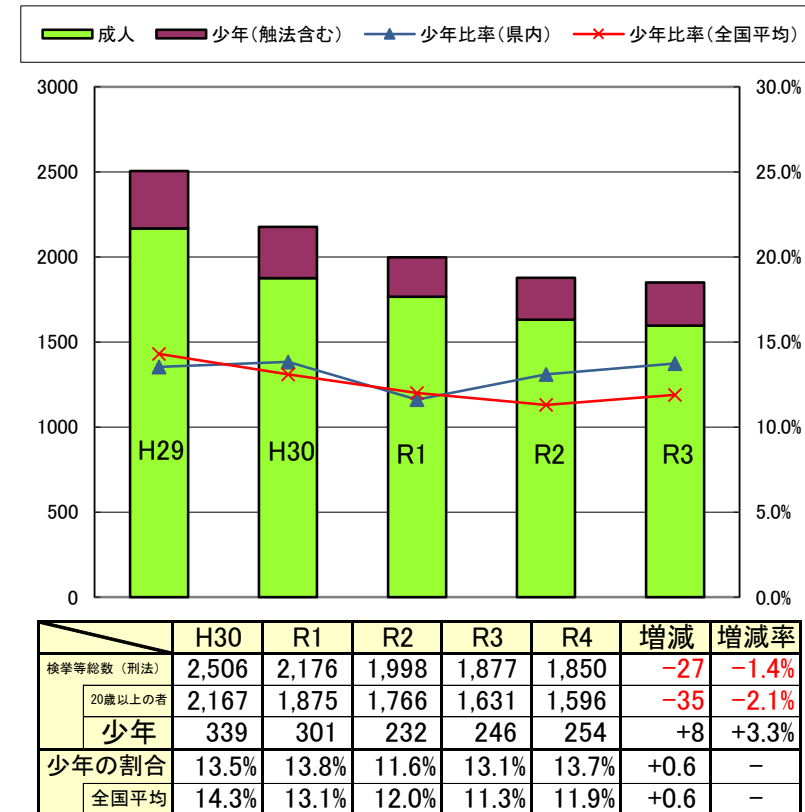
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	増減	増減率
検挙補導人員(刑法)	904	814	588	446	343	339	301	232	246	254	+8	+3.3%
犯罪少年	711	590	445	281	214	234	181	133	157	161	+4	+2.5%
触法少年	193	224	143	165	129	105	120	99	89	93	+4	+4.5%
検挙補導人員(特別法)	54	40	54	67	53	40	61	64	73	34	-39	-53.4%
犯罪少年	46	33	50	57	45	33	57	58	49	28	-21	-42.9%
触法少年	8	7	4	10	8	7	4	6	24	6	-18	-75.0%
非行少年総数	958	854	642	513	396	379	362	296	319	288	-31	-9.7%
非行少年に占める触法少年の割合	21.0%	27.0%	22.9%	34.1%	34.6%	29.6%	34.3%	35.5%	35.4%	34.4%	-0.1P	-
全国平均	17.8%	19.0%	19.2%	20.2%	22.1%	21.4%	21.7%	20.1%	23.9%	28.8%	+4.9P	-
非行率	4.94	4.45	3.22	2.64	2.03	2.01	1.78	1.37	1.56	1.61	+0.05	+3.2%
全国平均	4.18	3.65	2.95	2.53	2.21	1.92	1.64	1.42	1.35	1.39	+0.04	+3.0%
不良行為少年	4,012	4,035	3,106	3,135	2,885	2,290	1,780	1,773	1,493	1,469	-24	-1.6%

※ 増減及び増減率は前年との対比。非行率は、少年人口(国勢調査による6～19歳の人口)千人当たりの検挙補導人員(刑法)。

警察署別検挙補導状況

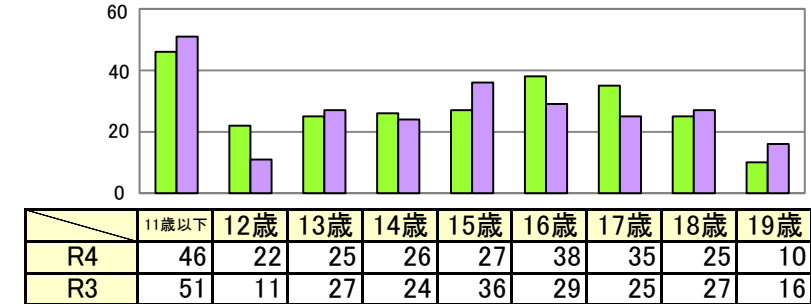
	刑 法		特 別 法		非行少年の占める署別割合	不良行為少年 ※本部を除く
	犯罪少年	触法少年	犯罪少年	触法少年		
四国中央	4	6	1		3.8%	26
新居浜	21	8	2		10.8%	176
西条	5	6			3.8%	63
西条西	2	1			1.0%	26
今治	15	12	7	1	12.2%	123
伯方	1				0.3%	9
松山東	41	7	4	2	18.8%	370
松山西	33	14	5		18.1%	220
松山南	16	16	1	1	11.8%	125
久万高原					0.0%	4
伊予	6	15	6	1	9.7%	138
大洲	3		2		1.7%	72
八幡浜	7				2.4%	4
西予	1				0.3%	16
宇和島	6	7		1	4.9%	82
愛南		1			0.3%	8

少年の割合の推移(刑法)



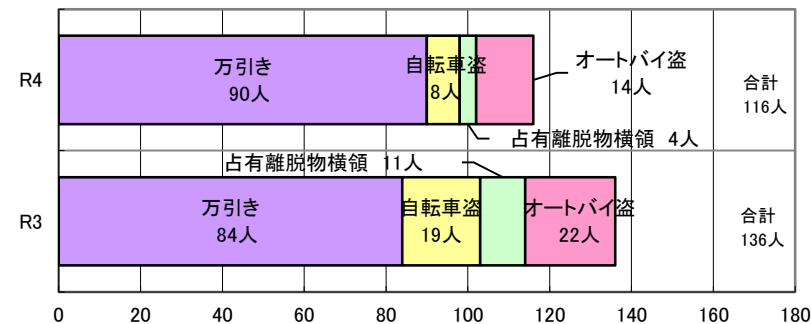
※ 検挙等総数(刑法)は、触法少年を含む。
 ※ 少年の割合は、検挙等総数(刑法)に占める少年の割合。
 ※ 増減及び増減率は前年との対比。

年齢別検挙補導状況(刑法)



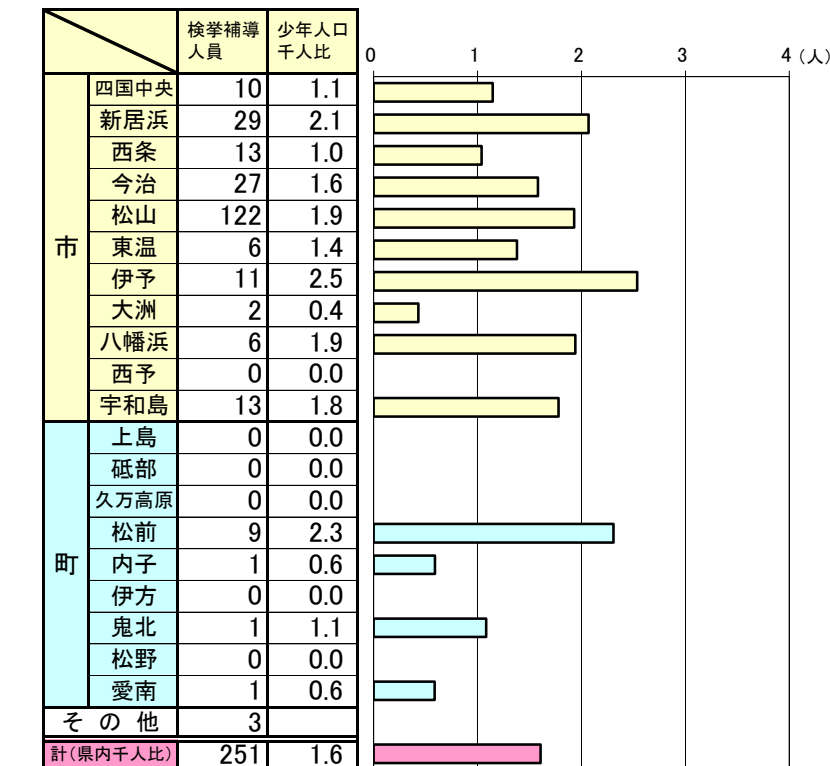
● 16歳が全体の15.0%を占めている(前年11.8%)。
 ● 17歳が大きく増加(前年比+10人)。

初発型非行 検挙補導状況



● 検挙補導人員(刑法)のうち初発型非行は116人で、全体の45.7%(前年55.3%)。うち万引きが90人で77.6%(前年61.8%)を占める。

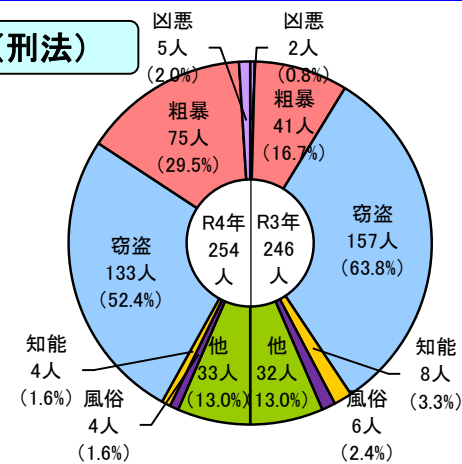
居住地別検挙補導状況(刑法)



※ 少年人口は令和2年実施の国勢調査による6~19歳の人口を使用。
 県内千人比は、県内居住少年の検挙補導人員を使用。
 その他は、愛媛県外の居住少年及び住居不定者を示す。

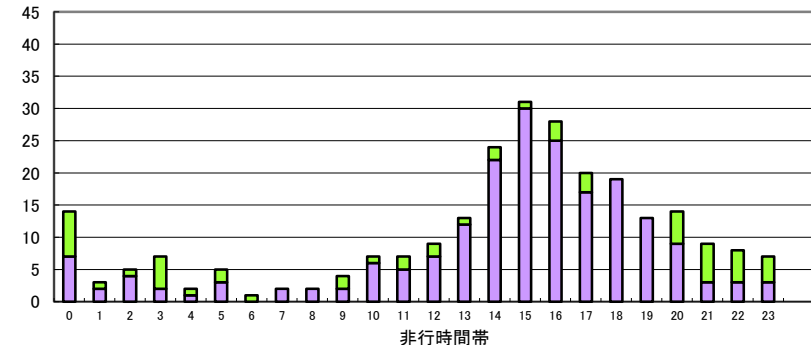
罪種(行為態様)別状況(刑法)

	R4	R3
凶悪犯	5	2
粗暴犯	75	41
窃盗犯	133	157
知能犯	4	8
風俗犯	4	6
その他	33	32
合計	254	246



● 窃盗犯が全体の52.4%(前年63.8%)。うち万引きが67.7%(前年53.5%)。

非行時間帯別検挙補導状況(刑法)



● 小・中・高校生の非行は昼過ぎから夕方にかけて多い。

検挙補導状況(特別法)

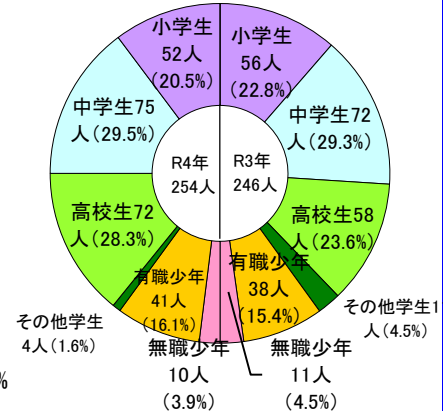
	合計	年齢別							学職別					
		13以下	14	15	16	17	18	19	中学生以下	高校生	その他学生	有職	無職	
R4	検挙補導人員	34	6	1	8	5	6	8	12	10	1	9	2	
	軽犯罪法	5	2		2	1			3	2				
	児童ポルノ法	7		1	5			1	4	3				
	覚取法等	6	1					1	4	1		4	1	
R3	検挙補導人員	73	24	6	11	3	12	7	10	38	14	4	13	4
	軽犯罪法	34	14		7	1	9	1	2	18	9	1	5	1
	児童ポルノ法	19	10	5	2	1		1	17	2				
	覚取法等	9					1	3	5				6	3
その他	11		1	2	1	2	2	3	3	3	3	2		

※ 児童ポルノ法は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」違反、覚取法等は「覚せい剤取締法、大麻取締法、薬毒等特別法」違反の検挙補導人員を示す。

● 児童ポルノ法違反と薬物関連事案で全体の38.2%(前年38.4%)。
 ● 小・中・高校生の67.6%(前年71.2%)。

学職別状況(刑法)

	R4	R3
未就学		
小学生	52 (18)	56 (13)
中学生	75 (16)	72 (12)
高校生	72 (11)	58 (8)
その他学生	4 (1)	11 (2)
有職少年	41 (6)	38 (8)
無職少年	10 (3)	11 (5)
合計	254 (55)	246 (48)



● 中学・高校生が全体の57.9%を占める(前年52.8%)。

刑法犯少年 再犯者の割合の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	増減
初犯者数	164	122	143	122	99	96	111	+15
再犯者数	117	92	91	59	34	61	50	-11
再犯者の割合	41.6%	43.0%	38.9%	32.6%	25.6%	38.9%	31.1%	-7.8P
全国平均	36.4%	37.1%	35.5%	35.5%	34.0%	33.7%	31.7%	-2.0P

★ 本リーフレットで使用している用語の解説

刑法犯	刑法に規定する罪(道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。)並びに「爆発物取締罰則」「暴力行為等処罰ニ関スル法律」等13法令に規定する罪をいう。
特別法犯	刑法犯を除く犯罪(条例を含む)をいう。
犯罪少年	犯行時及び処理時の年齢が14歳以上20歳未満の少年をいう。
触法少年	14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
刑法犯少年	刑法犯の罪を犯した犯罪少年をいう。
非行少年	犯罪少年及び触法少年をいう。
初発型非行	万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領の非行をいう。
不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙その他自己又は他人の徳性を害する行為をして補導した少年をいう。

※本資料中の図表による構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。